当該裁判官	当該高等裁判所長官
報酬及び扶養手当の月額の合計額	報酬の月額
在勤する地域又は裁判所	在勤する高等裁判所
第二条第二項裁判官となり、前条第二項第一号の一級地に係る地域及び裁判所以外の地域又は裁判所	高等裁判所長官となり、東京高等裁判所以外の高等裁判所
地域手当を支給される裁判官	地域手当を支給される高等裁判所長官
当該裁判官	当該高等裁判所長官

5　この規則の施行の際現に地域手当規則第二条の規定の適用を受けている高等裁判所長官に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び高等裁判所長官（東京高等裁判所長官を除く。以下この項において同じ。）が施行日にその在勤する高等裁判所を異にして異動した場合又は同条の規定の適用を受けている高等裁判所長官の在勤する高等裁判所が施行日に移転した場合における当該高等裁判所長官に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する前項の規定による読替え後の地域手当規則第二条の規定の適用については、同条第一項の規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

高等裁判所長官（東京高等裁判所長官を除く。以下この項において同じ。）	前条第一項に規定する裁判官
その在勤する高等裁判所又は高等裁判所長官	その在勤する地域若しくは裁判所又は同項に規定する裁判官
在勤する高等裁判所が移転した場合	在勤する裁判所が移転した場合
高等裁判所長官が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた高等裁判所	同項に規定する裁判官が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は裁判所
前条第二項各号列記以外の部分に定める割合をいう	裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十七年最高裁判所規則第二号。以下「改正規則」という。）附則第四項の規定による読替え後の前条第二項各号列記以外の部分に定める割合をいう
当該異動等の日の前日に在勤していた高等裁判所	当該異動等の日の前日に在勤していた地域若しくは裁判所
同条第二項各号列記以外の部分に定める割合をいい	改正規則第二条の規定による改正前の裁判官の地域手当に関する規則第一条第二項各号に定める割合をいい
当該高等裁判所長官には	当該異動等に係る高等裁判所長官には
同条の規定	前条の規定

最高裁判所長官　寺田　逸郎

○最高裁判所規則第三号

少年審判規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

最高裁判所

少年審判規則の一部を改正する規則

少年審判規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項を削り、同条第四項中「観護鑑別上」を「鑑別上及び観護処遇上」に改め、同項を同条第三項とする。

第三十七条第一項中「種類」の下に「（少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第四条第一項第一号から第三号までに掲げるものに限る。）」を加える。

第五十五条を次のように改める。

第五十五条　削除

第五十六条第一項中「第十四条第三項」を「第八十九条第三項（同法第九十条第六項及び第百三十三条第三項において準用する場合を含む。）」に改める。

第五十八条中「少年院法第十七条第二項の規定により準用する同法第十四条」を「少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）第七十八条第三項（同法第七十九条第六項において準用する場合を含む。）」に改め、「少年鑑別所の長の」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、少年院法（平成二十六年法律第五十八号。次項において「新少年院法」という。）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の日前にされた少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第二十四条第一項第三号の決定（この規則の施行の際その決定に係る保護処分が終了していないものに限る。）をするに当たってこの規則による改正前の少年審判規則第三十七条第一項の規定によりされた少年院の種類の指定であって次の各号に掲げるものについては、この規則による改正後の少年審判規則第三十七条第一項の規定によりされた当該各号に定める少年院の種類の指定とみなす。

一　少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十号）第一条の規定による廃止前の少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号。以下この項において「旧少年院法」という。）第二条第一項に規定する初等少年院の指定　新少年院法第四条第一項第一号に掲げる第一種の指定

二　旧少年院法第二条第一項に規定する中等少年院の指定　新少年院法第四条第一項第一号に掲げる第一種の指定

三　旧少年院法第二条第一項に規定する特別少年院の指定　新少年院法第四条第一項第二号に掲げる第二種の指定

四　旧少年院法第二条第一項に規定する医療少年院の指定　新少年院法第四条第一項第三号に掲げる第三種の指定

最高裁判所長官　寺田　逸郎

省　令

○総務省令第二十五号

放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十六号）の施行に伴い、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）及び放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、放送法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

総務大臣　山本　早苗